

「婦人教育史」の歴史叙述に関する研究

村田 晶子

はじめに

女はなぜ物事を考えられない存在にされてきたのか。無知だと決め付けられてきたのか。女が考えていることには価値がないと考えられるのはなぜか。

確かに近代の教育制度は、女性を差別してきた。教育の機会は不平等であった。しかし、だからといって女は無知であるとか、物事を考えられないということにはならないのではないか。戦前だけではない。戦後の婦人教育の歴史においてもそれは言えるし、今日、少子化対策として展開されている子育て支援事業にみる母親観についても同じようなことが言える。⁽¹⁾

志熊敦子は、戦後の婦人教育行政が「遅れた婦人の啓蒙」から始まったとしている。⁽²⁾ それは、今、一般的な婦人教育観においても共有される認識であろう。

また、千野陽一は、婦人教育の歴史を戦前から資料に基き丹念に描き続けてきた。その作業は、婦人の体制内への掌握と権利主体としての自己形成の相関関係に光をあてるというものであった。

私たちの婦人教育観は、今現在描かれている社会教育史、婦人教育史に規定されている。その歴史叙述のあり方は、その歴史観に規定されている。がそれは、妥当性の検証を経ているだろうか。婦人教育通史の試みがいくつかなされているが、しかし、「遅れた」はどの事実を指すのか。何に光をあてたのか。それは事実なのか。

さらに、それらの考察の上に立ってフェミニズムの洗礼を受けた今、女性の教育・学習を主体にすえた婦人教育史、女性の学習史を描くことが課題になっているのではないか。

中藤洋子は、「社会教育史研究の現状と課題—ジェンダーの視点から—」⁽³⁾において、女性問題の視点を軽視した社会教育史が通史として通用している一方で、婦人教育史はそれから「特立」し、いわば、「研究のジェンダー・バイアスが生んだいわゆる history としての社会教育史と、her-story としての婦人教育史の分裂」状態が社会教育史研究の現段階であると指摘し、「女性の社会教育に関わる史実や視点を正当に位置づけた社会教育史研究が焦眉の課題である」⁽⁴⁾と指摘している。

大変重要な問題の指摘であると思うが、本稿で課題とすることは、婦人教育史通史として書かれたものの歴史叙述のあり方について検討を加えて行くことである。

中藤は、「分裂」を指摘している。主体が女性であるにもかかわらず中性の様に書かれてきた問題、社会教育史に女性が登場しない問題などを指摘している。しかし、一方で、婦人教育史を描く方法は社会教育史観に規定されているといわざるを得ない。そうした問題を意識しつつ、本稿では、これまで婦人教育史がどのように描かれてきたのかを分析することを目的とする。

1. 「婦人教育史」の歴史叙述に関する問題構成

婦人教育の歴史研究は、婦人教育の概念規定が不可欠である。だが、その概念規定は、おおよそ「婦人を対象とする教育・学習」という程度のものであり、執筆者の立場関心によって行政対象だけであったり、実践や運動が入っていたりするという不確定な状況である。

そこで、まず、婦人教育史の通史として描かれているものが、いかなる歴史叙述の枠組みによっているかについて検討を加え、現在の婦人教育通史を対象化することからはじめたいと思う。

検討対象として取り上げる婦人教育の通史はそう多くない。代表的なものは、戦前戦後にわたって婦人の教育・学習活動の足跡を渉猟した千野陽一の業績がある。このほか、文部省が出した学制史に描かれた婦人教育の記述の他、日高幸男、志熊敦子などの文部省関係者が文部行政の展開に即して記述したものなどである。したがって、以下では、それらの歴史叙述の方法について検討を加えていく。

ところで、歴史叙述の方法の吟味については、筆者が共同執筆した、日本社会教育学会30周年記念の年報『社会教育の展望と課題』⁶⁾における「社会教育史」の項目における方法を確認したい。

この共同研究は、社会教育学会の社会教育史研究の総括を目的とした。そこでは、「日本社会教育学会三〇年の研究成果において、研究主体によって認識された社会教育の歴史を俯瞰し、また研究主体が社会教育の歴史を描くための視座をどこにおき、どのような立場、関心によって歴史的な事実を選択しているのか、歴史を描く方法はどうか探り、それらを相対的に把握することである。」⁶⁾と目的を述べている。

それゆえ、時代区分の表記と区分を示す指標の抽出、比較という方法をとった。

それによると、社会教育の通史の場合、時代の分節化とその指標には、①社会教育行政（機構）の変遷に対応する時代区分、②政治的指標に基く時代区分、③政治経済的指標、④社会（体制）的指標、⑤思想的指標⁷⁾があることが指摘される。

本稿においても、以上の方法にならい、特に、始まりの時代とその指標などに注目して分析を試みたい。

2. 学制史にみる「婦人教育史」の歴史叙述

(1) 『学制五十年史』（大正十一年）

この段階では、明治以降の図書館、博物館などの施設の展開、通俗教育調査会の設置や通俗教育の奨励、社会教育行政制度の出発などについては言及され、団体活動については青年団の動向に言及されるのみであり、婦人教育に関する記述はない。

(2)『学制七十年史』（『文部時報』第七百七十五號、昭和十七年十月）

第六章 社会教育史

第一節 図書館及び博物館

第二節 通俗教育の振興

第三節 社会教育行政の発展

第四節 青少年団の発達

第五節 青年学校の制度

第六節 社会教育改善方策の答申

目次としては独立して立てられておらず、今後の展開すべき分野として、成人とは独立して以下のように「婦人」を位置づけるのみである。

「社会教育の方策を展開さすべき分野は、青年と婦人と成人との三つを主たる対象としたものと、あらゆる人に結びつく文化施設とになって体系付けられたのである。この諸方向に於いて今後適切な進行方策が樹立されることであろう。」^⑧

本格的な記述がなされるのは『学制八十年史』以降である。以下その叙述を抜粋する。

(3)『学制八十年史』（文部省、昭和二十九年）

第二章 近代教育の創始

第七節 社会教育の萌芽

第四章 近代教育制度の整備

第十節 社会教育の振興

第五章 教育制度の拡充

第十節 社会教育制度と行政

「社会教育の発展」の項で、「成人に対しては、戸主会、婦人会があった。成人教育としては、成人教育講座・母の講座・公民教育講座等が全国市町村において開催されたほか、諸種の講演会が開かれた。」^⑨と記述がある。

第六章 戦時下の教育

第十三節 社会教育の体制

「家庭教育の振興・文化施設・同和教育」の項において、

「戦時中家庭教育は特に学童の母を対象として、母の会の結成ならびに指導に重点を置く

ようになった。昭和十七年五月には家庭教育指導要綱が文部省から発表されたが、さらに昭和十八年度からは、女子中等学校・国民学校等に母親学級の開設が奨励され、母親たちが相携えて『学び』かつ『行ずる』機会足らしめようとした。⁽¹⁰⁾

「社会教育団体の統合」(二) 婦人団体の統合

「日華事変勃発当時、全国的な組織をもつ婦人団体としては、文部省の所管のもとに大日本連合婦人会および大日本連合女子青年団の二団体があり、内務省―厚生省の管下に愛国婦人会があり、また陸海軍省指導のもとに大日本国防婦人会があった。これらのなかで、大日本連合女子青年団はその対象も限定されており、昭和十六年大日本青少年団の傘下に統合されたのであるが、その他の三団体は、その構成員においても、その活動内容においても、単に重複するだけでなく、互いに対立抗争する場合が少なくなかった。したがってここでもそれらの統合調整はつとに論議されていたことではあったが、この実現は容易でなかった。昭和十五年新体制運動の展開に刺激されて、婦人団体統合の要望はまず民間婦人の間から強く叫ばれるに至り、翌十六年一月帝国議会に婦人団体統合に関する建議案が上提され、出席の各監督官庁の責任者から責任ある態度が表明されるに及んで、ようやく三団体統合の端緒が開かれ、その後関係官庁協議の結果昭和十六年六月十日新婦人団体結成要綱の閣議決定を見るに至った。しかしその後も軍部の強硬な反撃のため遷延を重ね、ようやく昭和十七年二月二日三団体が統合した大日本婦人会の発会式挙行の運びに至った。高度国防国家体制に即応する事業としては、国体観念の涵養、婦徳の修練、国防思想の普及徹底、家庭生活の刷新および非常準備、次代国民の育成、家庭教育の振興、軍人援護、国防訓練、職分奉公、隣保協力、貯蓄奨励その他の活動がにぎにぎしくうたわれており、道府県都市区町村に支部を置き、町内会および部落会の区域に班を置く組織ができあがった。しかしながら長期にわたる対立の余弊はその末端組織にまで及んでいたため、むしろその活動は部落会、町内会に代行されて、団体活動としては必ずしも効果を期待し難いところもあった。なお、大日本婦人会も昭和十七年六月、青少年団などと共に大政翼賛会の傘下におかれた。⁽¹¹⁾

第七章 新しい教育体制

第十九節 社会教育の新しい体制

「青少年および婦人団体の再編成」

「十一月には、『一般壮年層ニ対スル社会教育実施要領』を定めて、特に家庭教育・婦人の教養施設・公民教育の充実をはかった。⁽¹²⁾

「(二) 婦人団体 戦後、新憲法によって基本的人権尊重の立場から男女の同権が保障されるに及び、婦人の自覚はとみに促され、相率いて教養を深め、相助けて戦後の混乱に処し困窮を克服しようとして、全国各地に婦人団体が結成され、また指導者講習・研究協議会等が開催された。婦人教育の重大性にかんがみ、独立後昭和二十七年からは、文部省が主催し

て全国婦人指導者講習会を開いている。」⁽¹³⁾

(4) 『学制九十年史』(昭和39年)

第一編 第三章 昭和時代の教育発展——昭和二十年まで

「社会教育局の設置(昭和四年)」ここでは、『八十年史』の内容が繰り返されている。

第二編 戦後の教育改革と新教育の拡充 第八章 社会教育 第三節 成人教育

「戦後の発展」の項目で、成人教育と独立した「婦人教育」の位置づけを与えている。

「なお、成人教育を対象から区分して、婦人を主たる対象とした場合を婦人教育と称し、あるいは、労働者を主たる対象とした場合を労働者教育といっている。」⁽¹⁴⁾

そして、以下のように独立した項目がはじめて立てられ、これまでの個別事象のばらばらな指摘ではなく、ここで初めて「婦人教育」の項目で歴史が述べられている。

そこでは、「戦後、文部省が婦人に対する社会教育行政上の方針を明らかにしたのは、『婦人教養施設の育成強化に関する件』(二十年十月三十一日)の通牒であり、『公民教育の徹底』と『新しいリーダーの養成と、自主的な婦人団体の育成』を目標としている。」⁽¹⁵⁾と開始の時期を設定している。この後、『婦人教育刷新振興協議会に関する件』(二十年十二月十七日)の通牒が出され、1946年には、社会教育課の所掌事務として、『家庭教育および婦人教育に関すること。青少年団体および婦人団体に関すること。』が明記され、母親学級の奨励普及、指導者講習会の実施、民主的婦人団体の育成助長の三本建てで婦人教育を推進することになった事が記される。しかし、「当時の占領行政の方針で、『国が婦人のみを対象として教育を行なうことは婦人の差別視を意味し、民主主義の教育原理に反する』という見解が示され、『母親学級』という名称は用いず、成人教養施設、あるいは『両親学級』として編成されるなど、成人を対象とした教育活動の中で行なわれ、「成人教養施設、『両親学級』が『社会学級』と改められた際にも、その実施目標には、『特に婦人の教養のいつその向上を目ざして』とあり、集会本位の成人教育の場では、婦人がその大部分の対象となっている実態からの必要性が考慮された。」⁽¹⁶⁾などと占領政策とのかかわりが述べられる。

その後、婦人学級の展開、婦人教育課の新設など、具体的な事業の展開に即して記述が進められていく。

そして、最後に次のようにまとめられている。

「このように、国の施策において、婦人教育を推進するための画期的な体制が整備されつつあることとあいまって、各都道府県でも婦人教育振興のための措置が講ぜられ、婦人教育は、我が国の婦人がおかれた特有な社会的背景のもとに、戦後一七年の間の幾多の曲折を経て、ようやくその本格的拡充のいとぐちにつくに至った。」⁽¹⁷⁾

(5) 『学制百年史』(1972年・昭和47年)

第一編 近代教育制度の創始と拡充

第一章 近代教育制度の創始(明治五年—明治十八年)

第二章 近代教育制度の確立と整備(明治十九年—大正五年)

第七節 社会教育

一 初期の社会教育 二 図書館行政の整備 三 通俗教育の振興 四 青年団の発足

第三章 教育制度の拡充(大正六年—昭和十一年)

第七節 社会教育

「三 成人教育の発展」の2項目目「婦人教育の振興」の記述。

「成人教育の一環として行なわれてきた婦人を対象とする社会教育については、昭和五年以降文部省は特に努めるところがあった。これは、同年十二月二十三日の「家庭教育ノ振興ニ関スル件」文部省訓令が、学校教育・社会教育の基礎となる家庭教育の振興を特に求めたことと関連していた。

文部省主催の婦人講座、家庭教育講座を開設し、直轄学校や地方に委嘱して母の講座も開設した。また、これを契機に婦人団体の組織化が進み、婦人教育は青年教育とともに社会教育上の重要な施策の対象となった。⁽⁴⁸⁾

『九十年史』と同じくここでも、開始の時期は、社会教育局、家庭教育振興施策の開始の時期となっている。

第四章 戦時下の教育(昭和十二年—昭和二十年)

第七節 社会教育

「一 社会教化活動の強化」の「家庭教育の振興・文化施設」の項

記述は、『学制八十年史』「戦時下の教育(昭和12年から敗戦まで)第十三節 社会教育の体制」とほぼ同じ記述がされている。

「三 社会教育団体の統合」の「大日本婦人会の結成」の項

記述は、『学制八十年史』「戦時下の教育(昭和12年から敗戦まで)第十三節 社会教育の体制 家庭教育の振興・文化施設・同和教育」の項と多少ことば使いは変えながらもだいたい同じ内容が執筆されている。

第二編 戦後の教育改革と新教育制度の発展

第一章 戦後の教育改革(昭和二十年—昭和二十七年)

第八節 社会教育

「三 社会教育関係団体の再編成」

『学制九十年史』の「第二編 戦後の教育改革と新教育の拡充 第八章 社会教育 第三節 成人教育」における「婦人教育」に記述された婦人団体関係の内容と重なるが、これら

国の施策の展開に対し、「一方、大学婦人教育、日本キリスト教婦人矯風会、主婦連合などの団体も、それぞれ前後して再出発または新たに活動を開始した。」⁽¹⁹⁾とわずかであるが、民間の動向も記述している。さらに、大幅に記述量が増えているのは、PTAについてである。

「四 社会教育の諸活動」の「青年学級と婦人学級」の項

「婦人のみを対象とする教育としては、先に見たようにすでに二十二年に文部省は母親学級の実施を奨励したが、婦人だけを特別扱いは差別することになるというCIEの示唆もあり、二十二年度には両親学級に改め、さらに二十二年十月からは社会学級と改称して、成人教育の一環に組み入れることとした。しかし、地方の現場においては現実の必要から婦人のみによる学級が設けられ、それぞれ任意に婦人学級、生活学級、婦人教室等と名づけられて順調な展開をみせ、今日の婦人学級の萌芽となった。」⁽²⁰⁾

第二章 新教育制度の整備・充実（昭和二十七年—昭和四十七年）

第八節 社会教育

「五 成人教育の発展」の「家庭教育と婦人教育」の項

家庭教育に関しては、次のように行政施策を中心として記述されている。

「戦後、核家族化や子どもの数の減少などによる家庭のあり方の変化に加えて、社会全般の価値観の混乱などで、家庭の教育機能のゆがみが生じたが、その反省として、昭和三十年代後半ごろから家庭教育への世間の関心が高まり、それを受けて、文部省では成人教育の学習内容として家庭教育を積極的にとりあげることとなった。それまでも家庭教育の学習は婦人学級、婦人会、PTAなどの活動の中で行なわれてきたが、三十七年からの指導資料の作成、三十九年度からの全国の市町村に対する家庭教育学校の開設の奨励は、画期的な試みで、その後、家庭教育学級への補助金も拡充される（四十六年度で一万二、〇〇〇学級）とともに、四十年からは録音教材の製作、四十五年度からはテレビ家庭教育番組の製作委託や学級との関連での個別的な相談事業の委嘱なども実施され、家庭教育の振興が進められている。」⁽²¹⁾

婦人教育に関しては、これまでの記述に加えて、独立後の婦人教育行政独自の動向が加筆されていく。

「婦人教育は、前章で見たように、戦後しばらくの間、CIEによって婦人のみを対象とする施策は不適切であるとされていたが、地方の現場ではそれにもかかわらず軍政部の指導の下に活動が進められていた。そして、講和条約による占領政策からの脱却と前後して、活発な動きをはじめ、二十六年度には七年ぶりに婦人教育費が六〇万円の予算化をみて、その振興の機運は高まった。文部省は二十九年度から婦人を対象とする実験学級を委嘱したが、その研究の成果にかんがみ、三十一年度からは全国的に婦人学級の委嘱を行なうに至った。さらに、三十五年度には、委嘱学級の拡大、指導者研修、婦人団体への援助などを重点に、

婦人教育費の飛躍的な増額が行なわれ、三十六年度には社会教育課から独立して婦人教育課が設置されることとなった。三十年代の後半以降は、社会経済の変動により家庭生活、婦人の生活に著しい変化が生じており、それに伴って、婦人教育の中で家庭生活、家庭教育、消費生活、職業上の知識技能などについての積極的な学習や新しい連帯意識形成についてのボランティア活動などが要請されるようになり、それにこたえて、たとえば四十二年度には『家庭の生活設計』が資料として編集提示されるなど、注目すべき活動が展開されている。』⁽²²⁾

(6)『学制百二十年史』(ぎょうせい・平成4年)

第一編「近代教育制度の発足と拡充」(明治五年～昭和二十年)、第二編「戦後教育改革と教育制度の発展」(昭和二十年～昭和四十六年)においては、『学制百年史』等の記述がやや簡略化されて記述されている。それまでの時代に加えて記述されているところを見るならば、第三編「教育・学術・文化・スポーツの進展と新たな展開」(昭和四十七年～平成四年)第七章「社会教育」のなかの、第四節「家庭教育・婦人教育の振興」である。一「乳幼児期の家庭教育充実」、二「家庭と地域の教育力の活性化」に続き、三「女性の社会参加の促進」、四「男女共同参画型社会の形成」、五「婦人教育施設の整備」の項目があり、国立婦人教育会館の設置とその機能について記述されている。

(7)『日本近代教育百年史7・8—社会教育(1)(2)』(文唱堂、1974年)

これまでの学制史とは性格をことにするが、ここで、『日本近代教育百年史7・8—社会教育(1)(2)』の婦人教育に関する記述にも触れておきたい。

吉田昇は、「総説」⁽²³⁾において、本書の社会教育観、歴史叙述について次のように述べている。

「われわれはこの百年史を叙述するに当って、社会教育一般ではなく、近代的社会教育という概念に焦点をあてて、典型的な事象をとりあげていくことにしたのである。

近代的社会教育という概念は、いうまでもなく欧米の近代市民社会の成立を背景につくりあげられた概念である。』⁽²⁴⁾

近代的社会教育とは「国民の自己教育を基本として、科学、技術、芸術を追求しようとする学習活動を意味し、制度的にはその自己教育活動に国や地方公共団体から援助が与えられるようになる段階を指しているといえることができる。』⁽²⁵⁾

「具体的な歴史は、既に述べてきたように近代の諸条件の中で、近代的社会教育とムラの秩序に依拠する教化とが相互に葛藤しながら展開してきた苦渋に満ちた歩みのなかにあるといわなければならないのである。』⁽²⁶⁾

こうした認識のうえにたって、社会教育の時期を次のように区分している。

前史 幕藩体制下の庶民教化

第1期 「萌芽期—啓蒙と社会教育—」1868(明治元)年から1886(明治19)年

明治政府の成立、学制、

第2期 「通俗教育期—国民教育と社会教育—」1886(明治19)年から1911(明治44)年

初等教育の義務化、教育勅語、

第3期 「社会教育期—大正デモクラシーと社会教育—」1911(明治44)年から1929(昭和4)年

通俗教育調査会、

第4期 「教化動員期—ファシズムと社会教育—」1929(昭和4)年から1945(昭和20)年

社会教育局、教化総動員運動へ、

第5期 「社会教育法体制期—民主主義と社会教育—」1945(昭和20)年から1960(昭和35)年

敗戦、日本国憲法、

第1、3、5期を、近代社会教育へ近づこうとする時期にとらえ、第2、4期は、それからはなれて行こうとする時期にとらえられ、その「背後の実質的な社会構造の発展があり、いわば螺旋的な質的变化を伴っている」⁽²⁷⁾ ことをふまえて、事実の解明にあたらなければならないと述べている。

また、通史を描く際、「社会教育の『時代的性格』と、『構造的特質』をとりあげることとした」⁽²⁸⁾ という。「時代的性格」とは、その時期の社会教育を全体的に特色づけている本格的な傾向を歴史的文脈の上に立って明らかにすることであり、「構造的特質」とは、時代的性格のところでは述べられた特質がどのような背景に支えられて成立したのかを明らかにすることであるという。

そのようにとらえて行政の制度化とそれへの対抗や民衆の「欧米的動向」を関連させ、さらに、時代的構造的特質との関連をおさえながら描いていくこととなる。

このような社会教育観、歴史叙述の方法を踏まえて、婦人教育はどのように描かれてきたのか。

この通史の中の婦人教育に関する記述は、戦前部分を千野陽一、戦後部分を室俊司が担当し、次のような内容が各期に示されている。

第一編 第一章 萌芽期	第四節 婦人の生活の変化と覚醒
第二章 通俗教育期	第五節 婦人団体の組織化の胎動と婦人教育
第三章 社会教育期	第五節 婦人・女子青年団体の組織化と婦人教育
第四章 教化動員期	第五節 婦人団体の一元的組織化と婦人教育

第二編 第五章 社会教育法体制期 第五節 婦人教育の展開と婦人の社会活動

第1期から4期までは千野陽一の記述であるので次に検討することとして、室執筆の第5期戦後社会教育法体制期の項目をあげておきたい。

- 一 戦後民主主義と婦人の解放
- 二 婦人参政権と婦人啓発活動の普及
- 三 講和条約の成立と婦人運動の再編

四 婦人の社会活動の発展と婦人教育行政

項目の指標には、「戦後民主主義」「婦人参政権」「講和条約成立」など、政治的な指標がおかれている。これに連なる婦人の動向を婦人教育行政だけではなく広範に記述するという方法がとられている。

この『百年史』に対して、中藤は、「総論をはじめ他領域と婦人教育部分は必ずしも内的連関をもたず、婦人教育史が社会教育史から切り離される契機になったのではないか」⁽²⁹⁾と指摘している。

以上、文部省が刊行してきた『学制史』を中心にその婦人教育に関する記述のあり方を検討してきた。そこでは、時代区分の指標は、行政組織の変更におかれていた。まず、開始時期であるが、社会教育局の成立、15年戦争の開始時期にあたる家庭教育施策の開始におかれる。つまり、婦人教育は、銃後の護り、国家が求める「母」の組織化を内実としておさえられていたということである。

このことは、1927年当時文部省社会教育課長であった小尾範治が、次のように述べていることから、当時の文部省内の認識とも一致していることが読み取れる。すなわち、

「教育の重要さは男子と女子との間に於て何ら異なる所がないと考へられる。即ち教育の第一義が人格価値の向上を図り、人間性の完成を期するものである限り、女子も亦人格的存在として、人間性の所有者として、教育によって自己の天分の発揚を希求すべきである。カントの云へる如く、人間は教育によって初めて人間となるものであるから、苟も人間性に醒めたものであるならば、女子も亦男子と同様に先づ自身の為を教育を要求せねばならぬ。それ故に社会文化の進展に伴ひ、男と云はず、女と云はず、人間としての自覚が益々強まりつゝある今日、我が国に於ても近来女子が教育に対する要求を次第に高め来つたことはまことに当然のことゝ云はねばならぬ。」⁽³⁰⁾

そして、男子に比して女子や成人女性を対象とする社会教育が著しく遅れていることをとりあげる。

「青年並に成人の女子を対象とする社会教育施設の振興を図り、女子の教養を高めることは、今日我が国の最大急務に属すると云はねばならぬ。」⁽³¹⁾

このような認識の下で、1929年社会教育課の成立、1930年家庭教育振興策へと女性を対象とする社会教育がはじまっていったのである。

3. 千野陽一の婦人教育史の歴史叙述

千野は、1979年『近代日本婦人教育史』を刊行した。ここに至るまでの間に、『体制内婦人団体の形成過程 (1) (2)』⁽³²⁾、『体制による地域婦人層の掌握過程 (1) (2)』⁽³³⁾を発表。さらに、国立教育研究所編『日本近代教育百年史 (7) (8)』の婦人教育関連の章を担当執筆した。これらを

もとにまとめたのが、『近代日本婦人教育史』⁽³⁴⁾である。また、戦後については、『現代婦人教育史の研究(1)から(3)』⁽³⁵⁾『現代日本女性の権利主体形成序説』⁽³⁶⁾を執筆、その後、資料を渉猟した、千野陽一編・解説『資料集成現代日本女性の主体形成』⁽³⁷⁾を刊行している。

これらの労作を執筆するうえで、千野は、婦人教育をどう叙述しているだろうか。

千野は、婦人教育について、「わが国において、婦人教育というばあい、それが、既婚女性中心にひろく成人女性一般をつつみこんだ教育・学習活動を指すようになり、いわゆる社会教育の中心領域のひとつとしてたしかな位置づけをもちはじめたのは、それほど古いことではない。それは戦後のことといえる。事実、文部省の社会教育局に婦人教育課が新しくおかれたのは、ようやく一九六一（昭和三六）年になってからのことである。」⁽³⁸⁾と述べて、婦人教育が指し示すことからは、戦後の、行政との関連で、婦人対象の事業や活動をさすことであると押さえている。

しかしながら、本書は、明治以降太平洋戦争終結までの「既婚女性を中心にした、成人女性一般の教育・学習活動の歴史的展開過程の究明を目的」⁽³⁹⁾としている。すなわち、戦前の、成人の主として既婚女性の教育学習活動を「婦人教育」として明らかにしようという試みである。

千野は、社会教育の歴史的展開過程を追うとき、社会教育を「『国民相互においておこなわれる自主的な自己教育活動（学習活動）』を基本軸とすべきである」⁽⁴⁰⁾ととらえて、国家に対抗する「国民の権利としての社会教育」の発展過程を社会教育の発展と位置づけている。したがって、婦人教育の歴史は、「公権力がなんらかのかたちで関与する、いわゆる公的婦人教育と民主的な婦人運動ないし民主的な婦人集団内部で生気にみちてくりひろげられる自己教育運動（学習活動）という二つの分野から構成される」⁽⁴¹⁾ととらえられ、両者とその関係を明らかにしようとしている。国家とその対抗という把握の仕方は、社会教育概念において、社会教育史においてもひとつの大きな流れを形成していることはすでに指摘したとおりである。

千野は、叙述の枠組について以下のように述べている。

「近代日本婦人教育史の圧倒的部分は、じつは、当時の支配層が、機に応じて国家主義的軍国主義的要素によって補強をかさねてきた伝統的な儒教主義的婦人観を有力なイデオロギー的武器にして、わが国婦人層を教育をつうじて体制内にかかえこんできた歴史にほかならない」⁽⁴²⁾。その教育の場が団体であったことから、「官製婦人団体・半官半民婦人団体組織化の歴史、あるいは体制的婦人運動の展開過程の歴史」⁽⁴³⁾をとらえることによって、「支配層によるわが国婦人層の掌握過程」⁽⁴⁴⁾を把握する。

一方、「自由民権運動内部における婦人の学習活動、あるいは新婦人協会や東京連合婦人会の活動内部における学習活動」にも光があてられている。⁽⁴⁵⁾ 天皇制国家体制のもとで禁圧された「民間における婦人の自主的な学習活動」、「反体制的な婦人運動内部の学習活動」を戦前における婦人教育の営みとして取り上げているのである。

そして、本文では、1871（明治4）年、津田梅子らの女子学生アメリカ留学の事実から、巻末

の年表においては、前年の1870（明治3）年のA六番女学校、キダー塾の二つの女子校の開設から記述が始まっている。内容を示す目次は以下のようである。

- 第一章 自由民運動と婦人の学習
- 第二章 女子改良団体の組織化と婦人教育
- 第三章 キリスト教主義婦人団体の活動と学習
- 第四章 仏教婦人会の組織化と婦人教化活動
- 第五章 大陸侵略戦争と婦人の集団活動
- 第六章 地域婦人団体の組織化と教化活動
- 第七章 伝統的婦人観の再編強化と婦人教育
- 第八章 地域婦人団体連合会の組織化と婦人教化
- 第九章 女子青年の全国組織化と女子青年教育
- 第十章 婦人運動の展開と婦人の自己教育活動
- 第十一章 家庭教育振興と大日本連合婦人会
- 第十二章 三大婦人団体の鼎立
- 第十三章 戦時体制下の婦人団体と婦人教育

千野の、このような婦人教育観、歴史観の依拠するところが、宮原誠一が次のように述べた社会教育観にあることは言うまでもないだろう。

「社会教育は、社会的民主主義の勃興にともなって、民衆の下からの要求として発展したが、また一方、民衆の民主主義的自覚にたいする支配階級の上からの対応策としておしすすめられた。」⁽⁴⁶⁾

中藤は、婦人教育史と社会教育史が切り離されたと指摘しているが、歴史観、叙述の方法について言えば、このように、同じ枠組に依拠して記述されている。

こうした、国家対民衆・労働者という構図のなかで社会教育をとらえることは戦後の社会教育のひとつの流れを大きく形成してきたのであり、これについて、宮原の社会教育観についての吟味はすでになされてきている⁽⁴⁷⁾が、婦人教育に目を転じると、それは十分とは言えない。

ところで、千野は、戦後の婦人教育史をいかなる指標と区分で叙述しているであろうか。

まず、歴史区分の方法である。

『現代日本女性の権利主体形成序説』では、次のように区分されている。

1. 1940年代……激動の10年
2. 1950年代前半…「逆コース」に直面して
3. 1950年代後半…発言しはじめる女性たち
4. 1960年代前半…婦人政策本格化のなかで
5. 1960年代後半…高度成長のひずみに抗して

6. 1970年代前半…生活主体形成の広まり
7. 1970年代後半…「国連婦人の10年」に向けて
8. 1980年代……西暦2000年を視座に

『資料集成 現代日本女性の主体形成』でも、西暦の10年毎に区分したものを前・後期に分け、5年刻みに区分が設定され、それぞれの時期をほぼ同様に名づけている。

- 第一巻 激動の十年 —— 一九四〇年代
- 第二巻 「逆コース」に直面して —— 一九五〇年代前期
- 第三巻 発言しはじめた女性たち —— 一九五〇年代後期
- 第四巻 婦人政策本格化のなかで —— 一九六〇年代前期
- 第五巻 高度成長のひずみに抗して —— 一九六〇年代後期
- 第六巻 生活に根ざす運動の広まり —— 一九七〇年代前期
- 第七巻 「国連婦人の一〇年」に向けて —— 一九七〇年代後期
- 第八巻 西暦二〇〇〇年を視座に —— 一九八〇年～八七年

各巻は、第一部 政策篇、第二部 運動篇、第三部 理論篇、第四部 実践篇で構成されている。「権利主体としての女性の自覚的成長」「女性の自立への探求」を跡づけることを目的とするにもかかわらず、政策篇から始める意図はどこにあるのだろうか。

4. 婦人教育行政施策の歴史叙述

婦人教育の通史をとらえる論文は以上のほか、特に婦人教育行政施策に焦点を当てて試みられている。

山本和代は、「婦人教育の今日的意義」⁽⁴⁸⁾において、「婦人教育」について、文部省が定義する「婦人自らの資質や能力を向上させるために行う各種の学習を教育的に高める活動」と規定して、戦後の社会教育行政の中での婦人教育の展開過程を次のように時期区分してとらえている。

- 第一期 1940年代後半
- 第二期 1950年代
- 第三期 1960年代
- 第四期 1970年代

日高幸男は、「戦後婦人教育行政施策の変遷の系譜について」⁽⁴⁹⁾において、前述の山本の区分に従いながら婦人教育行政施策の意味をとらえなおし、それを経た上で、時代の区切りの年号は必ずしもそこで截然と分かれるものとはしていないが、5年刻みの区分ではなく、学習内容の重点や学習形態に着目しながら次のような区分を提起している。

- 1945年から1952年 「黎明期（占領期）（混迷模索時代）」
 学習内容の重点；政治意識の啓発、民主主義の理解

主な学習形態；団体活動中心

1953年から1962年 「創成期（独立期）（生活学習時代）」

学習内容の重点；生活課題（台所と政治、暮らしの工夫、新しい生活）

主な学習形態；学級講座中心

1963年から1976年 「拡充期（変貌期）（多様化時代）」

学習内容の重点；社会的条件の変化への対応（消費・家庭・職業・生活設計・社会参加）

主な学習形態；グループ・サークル、各種学級・講座、施設（婦人）、マスメディアの活用、相談事業、ボランティア活動

1977年から 「総合期（国際期）（婦人問題時代）」

学習内容の重点；能力開発、自己実現

主な学習形態；グループ・サークル、各種学級・講座、施設（婦人）、マスメディアの活用、相談事業、ボランティア活動

志熊敦子は、戦後婦人教育行政を次のように概観する。すなわち、

「昭和二十年代初期の婦人教育行政は、婦人を常に教育の対象とし、婦人団体や教育委員会の集会や講座等によって、新しい知識や技術の啓発・伝達や婦人教育の機会としての婦人団体の創設と育成に力点が置かれた。

やがて婦人たちは、教育の対象者としてでなく、自ら生活の課題を発見し、自発的に学習活動をすすめるようになった。とくに、婦人学級の発生と展開により、学習活動の過程を通して、婦人は教育の客体から主体に変わっていったのである。

この過程を通して、婦人教育は、『婦人の自発的な学習意欲に基づく教育・学習活動』つまり、婦人に対する教育と婦人の自発的な学習活動の両者を包括、総称するものとされてきた。それは、婦人教育のあゆみと実態によって使われてきたからなのである。』⁽⁶⁰⁾

これによると、婦人教育とは「婦人に対する教育と婦人の自発的な学習活動の両者を包括、総称」するものである。

この視点から、戦後のわが国の婦人教育行政施策の課題と婦人の学習内容の変遷を次のように3期に分けている。同じ主旨の論稿として「婦人教育の課題の変遷」⁽⁶¹⁾がある。

第1期 近代化への脱皮 昭和20年～35年＜婦人に対する教育＞

第2期 現代化への対処 昭和35年～50年＜自ら学ぶ婦人＞

第3期 国際化への対応 昭和50年～現在まで＜学習し行動する婦人＞

さらに、国立婦人教育会館の紀要創刊号に執筆した「エンパワーメントと女性の教育・学習—国の婦人教育施策の系譜からみる—」（1997年）では、第3期の終わりを1990年に設定し、この後、第4期として、1990年～として「男女共同参画社会の実現にむけて—女性のエンパワーメントのための教育・学習」を加えている。

以上、三者の区分を比較したが、行政施策の通史にあってさえ、歴史区分が一定していないのである。

おわりに

以上、文部省が発行する学制史、千野陽一の論稿、日高幸男、志熊敦子らの婦人教育行政施策に関する論稿を検討してきた。そこでは、学制史でいえば、教化の対象として浮上した1930年代、千野陽一でいえば、近代を研究対象とするがゆえに、明治の初期から描かれる。これでは、一体婦人教育の開始時期はいつなのか。このことに限っても定説がないことが明らかになった。事実としてもいつから使われた言葉なのか、どの事実をもって婦人教育の開始というのか。近世との連続性はどうか。千野は、「戦後」といつているが、果たしてそうなのか。筆者は、大日本婦人教育会の歴史を研究したが、それは紛れもなく、明治の半ばごろのことである。これらの歴史研究の不足に加えて、「婦人教育」の概念規定もあいまいである。執筆者、研究者ごとに規定されてしまう現実がある。

これらの問題を克服することが婦人教育通史を描いていく上で、優先課題といえるであろう。さらに、どのような視点に立って歴史を叙述していくべきなのか。

ここで、社会教育の歴史叙述に関する柘植信行の指摘を再び思い起こそう。

「支配と教化の下で、民衆の間におこなわれた自己教育的営為—それは教育というにはあまりにも不定型であり、未分化でもあり、かつさまざまな矛盾を内包しながらも、未発の可能性をも秘めた営為—をあとづけ検証し、歴史的に構成してゆくことは、社会教育の出発点にとっては、一番重要性をもった事柄ではなかったろうか。戦前の国家による<教化>が、生活実態にゆきつかない表層の<作為>であり、民衆の生活の<自然性>から乖離したものであった以上、観念的に国家=官府的教化のイデオロギーと対応することよりも、民衆、その生活意識の<自然性>のもつエネルギーを、理論的に組みあげる努力が必要であった。(中略) この<民衆>を欠落した論理こそ、宮原を初めとする戦後社会教育の出発における致命的な誤りであったといえよう。

このような方向をもって形成された戦後教育は、教育をもっぱら制度や法とのかかわりでのみとらえるという傾向をもっていた。」⁽⁵²⁾

<民衆>の欠落、制度や法との関係でのみ社会教育がとらえられてきた問題などが指摘され、民衆の、内発的契機からの社会教育、自己教育の解明が課題であると述べる。

柘植のこの指摘に学びつつさらに、私たちは、社会教育を自己教育の視点からとらえ返し、当事者の視点から「学ぶということ」、「自己教育」がどのように形成されたのかを明らかにしてきた。⁽⁵³⁾

千野は、天皇制国家体制のもとで禁圧された「民間における婦人の自主的な学習活動」「反体

制的な婦人運動内部の学習活動」など、戦前における婦人教育の営み、女たちの学びや活動の軌跡を様々な記録から丹念に掘り起こした。これらを、権力との対抗的な関係ではなく、女の自己教育の形成過程としてとらえたとき、どのような歴史の事実が浮上するのか。また、文字から遠ざけられ、記録を残していない女たちの自己教育の軌跡をどう描くのか、課題ではなかろうか。

宮原は、社会教育、婦人教育は学校教育の成立以降のものとしてとらえた。近代の社会教育から離脱された「教育の原形態」としての社会教育や婦人教育をどうとらえるのか、真に歴史の事実を即した婦人教育、成人女性の教育・学習の営みとはどのようなものであったのか、これらを描き出すことが重要になっている。

女が学ぶとはどういうことか。女は無知、啓発の対象「男」「国家」からの啓蒙——この構図からの転換、離脱こそが必要だ。婦人教育史の書き換えに着手しなければならない。

注

- (1) 『子育て支援』と女性差別』『月刊社会教育』605号、2006年3月、『子育て支援』政策の問題性—育児期の女性にとっての意味—』『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第50輯、2005年、「現代の教育改革における家庭教育施策の問題性—女性と家庭の位置づけを通して—」『フィロソフィア』89、2001年
- (2) 「女性の教育・学習のあゆみ—婦人教育の課題の変遷—」『女性の生涯学習』全日本社会教育連合会、1990年
- (3) 『ジェンダーと社会教育—日本の社会教育第45集—』東洋館出版、2001年
- (4) 同前、pp76-77
- (5) 東洋館出版、1988年
- (6) 同前、p64
- (7) 同前、p74
- (8) 『学制七十年史』p295
- (9) 『学制八十年史』p291
- (10) 同前、p410
- (11) 同前、p413
- (12) 同前、p628
- (13) 同前、p629
- (14) 『学制九十年史』pp439-440
- (15) 同前、p444
- (16) 同前、p445
- (17) 同前、pp444-447
- (18) 『学制百年史』p531
- (19) 同前、p784
- (20) 同前、p788
- (21) 同前、p976
- (22) 同前、p976
- (23) 『日本近代教育百年史 7—社会教育 (1)』文唱堂、1974年
- (24) 同前、p7

- (25) 同前、pp8-9
- (26) 同前、p20
- (27) 同前、p26
- (28) 同前、p26
- (29) 「社会教育史研究の現状と課題——ジェンダーの視点から——」『ジェンダーと社会教育—日本の社会教育 第45集—』東洋館出版、2001年、p78
- (30) 『社会教育思潮』昭和2年、文成社、pp37-38
- (31) 同前、p44
- (32) 1964年1月
- (33) 法政大学社会学部学会『社会労働研究』第一—巻第一号および第三号、一九六四年七月および一二月
- (34) ドメス出版、1979年
- (35) 千野陽一・荒井邦昭『東京農工大学一般教育部紀要』1979年3月から1981年3月
- (36) 『東京農工大学一般教育部紀要』通号29、1993年3月
- (37) ドメス出版、1996年
- (38) 注(34)に同じ、前掲『近代日本婦人教育史』p3
- (39) 同前、p3
- (40) 同前、p4
- (41) 同前、p4
- (42) 同前、p3
- (43) 同前、p3
- (44) 同前、p4
- (45) 同前、p4
- (46) 「社会教育の本質」『社会教育』1950年、『宮原誠一教育論集第二巻』国土社、1977年、p27
- (47) 大槻宏樹編著『社会教育史と主体形成』成文堂、1982年、柘植信行「現代社会教育思想の位相」『現代社会教育の課題と展望』明石書店、1986年
- (48) 『婦人問題と社会教育—日本の社会教育 第26集—』東洋館出版、1982年
- (49) 『婦人と社会教育 女子教育研究双書⑥』日本女子大学女子教育研究所編、1983年
- (50) 「女性の教育・学習のあゆみ—婦人教育の課題の変遷—」(『女性の生涯学習』全日本社会教育連合会、1990年、pp10-11
- (51) 『自分史としての婦人教育』ドメス出版、1991年
- (52) 「現代社会教育思想の位相」『現代社会教育の課題と展望』明石書店、1986年、pp46-47
- (53) 大槻宏樹著『自己教育論の系譜と構造』早稲田大学出版会、1981年、大槻宏樹編著『社会教育史と主体形成』成文堂、1982年、社会教育基礎理論研究会編『叢書生涯学習 I 自己教育の思想史』雄松堂出版、1987年